

野田市健康増進事業に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 3 2 号

野田市健康増進事業に関する規則の一部を改正する規則

野田市健康増進事業に関する規則（平成 1 5 年野田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表肺がん検診の項集団（^{かくたん}喀痰）の目を削り、同表の備考の 5 ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。